

別表第6（第36条、第47条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の5.5.2、5.5.3又は5.5.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の3.8.1.2及び3.8.2に定める方法、規格K0102の3.8.1.2及び3.8.3に定める方法又は規格K0102の3.8.1.2及び3.8.5に定める方法
有機 ^{リン} 燐	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の5.4に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の6.5.2に定める方法（ただし、規格K0102の6.5.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の6.1.2、6.1.3又は6.1.4に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.005ミリグラム以下	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の5.2（規格K0102の5.2.1に定める方法を除く。）に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水基準告示付表に掲げる方法
1.2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1.1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1.2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1.1.1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.1.2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の6.7.2、6.7.3又は6.7.4に定める方法
フッ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の3.4.1若しくは3.4.4に定める方法又はK0102の3.4.1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の4.7.1、4.7.3又は4.7.4に定める方法
1.4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表7に掲げる方法

備考

- この表の項目の欄中「有機^{リン}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 土壌基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。